

「令和7年度 大正区役所産業廃棄物収集運搬及び処分業務委託(概算契約)」にかかる質問・回答

	質疑内容	回答内容
1	排出物は袋に入れられていますか。	袋に入れています。
2	排出物は飲み残し、食べ残し等ございませんか。	当区が収集場所に運搬するまでに確認できた飲み残し、食べ残し等については処分しています。
3	排出物は洗浄されていますか。	弁当やカップラーメンの廃プラスチック類については、排出前に洗浄するよう周知しています。
4	排出物4種類を別々に分けて袋に入れられていますか。	排出物4種類を分別し、袋に入れています。
5	排出物4種類を同日に収集しても宜しいでしょうか。	発注者と調整のうえで決めた収集日が同日になれば、問題ありません。
6	最終回収月の収集日は3月上旬までで宜しいでしょうか。	仕様書「6業務内容(3)収集回数及び収集時間」に記載のとおり、廃プラスチック類については隔週1回の収集のため、3月上旬で終了することは認められません。廃プラスチック類以外の廃棄物については、3月上旬が最終収集日になっても問題ありません。
7	令和8年の3月31日までに電子マニフェストD票の提出で宜しいでしょうか。	受注者は、関係法令及び仕様書に基づき、運搬又は処分を終了した日から三日(休日等を除く。)以内に必要事項を入力して情報処理センターに報告していただく必要があります。また、3月分についてはお見込みのとおり、31日までの提出が必要となります。
8	駐車スペースはどのくらいでしょうか。(例:4t車 駐車可)	別紙図面をご確認ください。
9	概算契約のまき直しのタイミングは契約期間終了後でしょうか。	契約金額の確定については、年間の処分量が確定後となるため、最終収集日以降となります。
10	請求日は契約期間終了後でしょうか、それとも毎月の引取り後でしょうか。	業務委託契約書第39条(8ページ)に記載のとおり、受注者は、業務の完了前に既に履行した部分に相応する金額について、同条第2項から第7項までに定めるところにより、部分払を請求することができます。ただし、この請求は月1回を越えることはできません。